

1. 稚内市の住宅事情の特性と課題

1-1. 人口・世帯の状況からみた課題

人口減少と高齢化が進んでいます。世帯数は増加していましたが、平成 12 年をピークに減少に転じています。

世帯の小規模化が進んでいます。とくに高齢者の単身及び夫婦のみの世帯は、平成 2 年から 10 年間で 1.5 倍に増加しています。

少子高齢化に対応した住宅施策、高齢になっても住み続けることができる住宅、住宅環境の整備などが課題となっています。

(解説)

■ 人口減少と高齢化が進んでいます。

- 稚内市の人口は 41,595 人（平成 17 年国勢調査）で、ピーク時（昭和 50 年 55,464 人）に比べ 25% 減少しています。
- 65 歳以上の高齢者は 7,552 人（人口比率で 17 %）で、約 5 人に 1 人が高齢者となっています（平成 12 年国勢調査）。
- 平成 2 年に 4,932 人だった高齢者は、10 年間で 1.5 倍に増加しています（平成 12 年国勢調査）。

■ 世帯数は増加していましたが、平成 12 年をピークに減少に転じています。

- 世帯数は 17,818 世帯（平成 17 年国勢調査）で、世帯数は穏やかな増加を続けていましたが、平成 12 年の 17,964 世帯（国勢調査）をピークに減少に転じています。
- 1 世帯あたりの平均世帯人員は 2.33 人/世帯（平成 17 年国勢調査）で、全道平均値（2.37 人/世帯）並みとなっています。
- 世帯人数が 2 人以下の世帯は、10,876 世帯（平成 12 年国勢調査）おり、全世帯数（17,964 世帯）の 61% となっています。平成 2 年（8,423 世帯）と比較し、10 年間で 1.3 倍に増加しています。

■ 単身及び夫婦のみの高齢世帯は、1.5 倍と増加しています。

- 高齢世帯数は 5,338 世帯（平成 12 年国勢調査）で、そのうち単身及び夫婦のみの世帯は全体の 53% となっています。平成 2 年（3,642 世帯）と比較し、10 年間で 1.5 倍に増加しています。

1－2. 住宅の状況からみた課題

持ち家が住宅全体の約5割、借家は約4割となっています。

市民の住宅に対する満足度は、規模（広さ・間取りなど）で満足が高く、高齢化対応、部屋の暖かさでは不満が多くなっています。

世帯の特性や住要求に合わせた適切な住宅の供給や既存ストックの活用、高齢者向け住宅の普及促進などが課題となっています。

（解説）

■持ち家率約5割。借家は約4割を占めています。

- ・持ち家世帯は9,662世帯（全世帯の55%）、借家世帯は7,442世帯（42%）です。公的住宅世帯は1,201世帯（全世帯の7%）、民間借家世帯は4,104世帯（23%）、給与住宅世帯は2,134世帯（12%）となっています。（平成12年国勢調査）
- ・市営住宅、道営住宅の管理戸数は1,288戸（平成17年度末）で、うち270戸（21%）が昭和40年代に建設された住宅です。
- ・住宅建設確認件数は103件（過去3カ年平均）で、戸建て住宅はその9割を占めています。
- ・住宅着工総数は10年前の37%にまで低下しています。（平成16年：市都市整備課調べ）

■市民の住宅への要求は、「高齢化対応」「暖かさ」に向いています。

- ・市民が住宅で満足していることのベスト3は、住宅の広さ（62%）、住宅の間取り、部屋数（51%）、給水設備や暖房・換気設備（48%）です。不満なことのベスト3は、手すり、段差など、高齢化への対応に不満（32%）、部屋の暖かさに不満（31%）、玄関や玄関まわりに不満（24%）となっています。
- ・これから住まいで大切にしたいと考えていることは、高齢化対応が56%と最も高くなっています。
- ・将来の住宅や住宅関連サービスとして望ましいもの、興味があるものは、高齢者向け共同住宅（44%）、高齢者向け住まい情報誌（13%）となっています。（市民アンケート調査：平成17年12月）

1－3. 住環境の状況からみた課題

市街地は北・中央地区から南・東地区へ拡大し、中心市街地の人口減少が進行しています。

都市計画マスタープラン等では、コンパクトな市街地形成、まちなか居住施策の展開の必要性が示されています。

市民の住環境の不満は、「安全安心な住環境」の分野が上位にきています。

今後は、コンパクトな市街地形成に対応した住宅施策の展開、安全安心な住まいづくりが課題です。

(解説)

■中心市街地の人口減少が進行し、活力の低下が懸念されます。

・稚内市の市街地は、丘陵地が海岸部まで迫り、平坦地が狭い地理的な特徴から、市街地は海岸線に沿い、細く長く形成されてきました。市制施行は昭和 24 年（1949 年）です。

・北・中央地区と南・東地区の人口比は、昭和 60 年の約 1：3 から平成 17 年では約 1：4 へ変化し、市街地も北・中央地区から南・東地区へ拡大しています。とくに中央地区の人口は昭和 60 年 3,553 人が平成 17 年で 1,940 人と、55%まで低下しています。

・都市計画マスタープラン、都市再生関連計画（中心市街地活性化基本計画、市街地総合再生計画）では、コンパクトな市街地形成*、まちなか居住支援の展開の必要性が示されています。

■市民の住環境の不満は、「安全安心な住環境」の分野が上位にきています。

・市民の住環境に対する不満のベスト 3 は、防犯灯、街灯、屋外照明の不満（34%）、買い物の便利さへの不満（27%）、住宅にかかる費用の不満（22%）となっています。（市民アンケート調査：平成 17 年 12 月）

* コンパクトな市街地形成：市街地の拡大を抑制し、都市機能の適正な立地を行うことなどを通し、市街地中心部へ生活機能を集約させること。

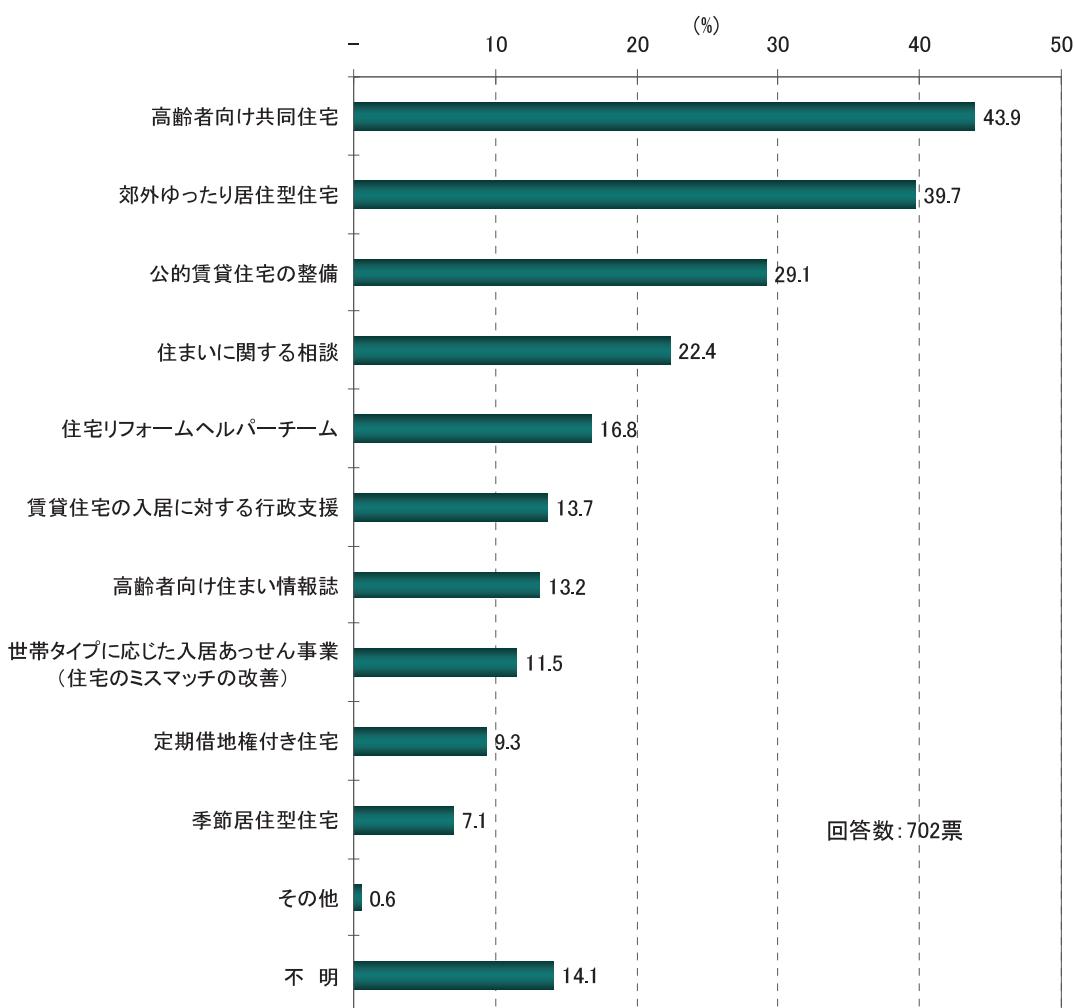
1－4. 市民が希望する住宅施策

市民が希望する住宅施策は、高齢者向け共同住宅、郊外ゆったり居住型住宅、公的賃貸住宅などとなっています。

(解説)

■市民が今後希望する施策は、高齢者向け共同住宅（回答者の44%）、郊外ゆったり居住型住宅（40%）、公的賃貸住宅の整備（29%）が上位となっています。（市民アンケート調査：平成17年12月）

図2 市民が希望する住宅施策



(市民アンケート調査：平成17年12月)